



国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部

東京都港区新橋5・15・5
交通ビル4階
発行責任者 杉本洋一
編集責任者 小山謙二



交運共済特集

風水害被害にも手厚く保障

火災・地震風水害共済加入取組み実施

火災・地震・風水害の トータルサポート

2013年9月は雨の月になりました。「十数年に一度起こるかどうかの大雨だ」とテレビは報道し、各地で猛威をふるいました。交運共済の火災共済は風水害により被災した場合は共済金（お見舞い金）を受け取って頂けますが、民間損保では火災保険の対象は火災被害のみの商品もあります。また、東日本大震災以後、地震災害への保障の需要が伸びてきていますが、昨今では風水害への保障も重要視させてきています。

交運共済の火災共済・地震風水害共済のセット加入は、火災・地震被害・風水害などからの、「ご自宅へのトータル保障を実現しています。」

交運共済は連日にわたり、台風・大雨によって被災された組合員の皆様よりご連絡を頂きました。そこで交運共済では、昨年実施した火災共済・地震風水害共済の特別加入取組みを2013年秋から1月効力開始に向けて再度行います。

今回の取組みは火災共済・地震風水害共済未加入の方には新規加入を、現在火災共済のみご加入頂いている方には地震風水害共済への加入を推進する取組みになっております。

【取組みの対象者】

今回の対象者は火災共済に未

加入の訴え

「安心・安定」をサポート

国労東海本部執行委員長 杉本 洋一

組合員の皆様には、日頃から交運共済の活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

東日本大震災発生から2年半が過ぎようとしております。未だ多くの被災者が今も尚、避難生活を強いられ復興には

組合員、または火災共済に加入しているが、地震風水害共済に未加入の組合員となります。

【取組みの流れ】

- ① 10月上旬に対象者向けの申込書を交運共済から各地方本部へ送付します。
- ② 各地方本部・地区本部の方は、対象者向けの案内を各分会の担当者にお渡し頂き、各分会の担当者は各組合員へ手渡し下さい。

【取組みの締切り日】

2013年11月15日（金）
交運共済東海事業本部
必着でお願いします。

【注意事項】

- ① 対象者へのみ申込用紙を送

います。

いま、交運共済は、JR職域共済という位置づけのもとに、安心と信頼に込められる共済として組合員と家族の「安心・安定」をサポートするものとして、「助け合い、相互扶助」の理念を持って組合員とご家族のために加入促進に取り組んでおります。

「台風」「集中豪雨」や「竜巻」など自然災害はいつ起こるかわかりませんが、東日本大震災の教訓を生かし皆様にも少しでもお手伝いできるよう、火災共済をはじめ、地震風水害共済など加入拡大頂きますようご協力をお願い申し上げます。

付します。

- ② 貸金控除を行う為、取組み締切りの厳守をよろしく願います。
- ③ 契約中の組合員で増口をご希望の方は、交運共済東海事業本部までご連絡下さい。
- ④ 掛金につきましては、12月末の貸金より貸金控除を予定しております。
- ⑤ 今回の取組みは火災共済・地震風水害共済への新規加入者のみ、申込書を回収とさせていただきます。

今回は申込されない組合員様につきましては、申込書を返送頂く必要はございません。

火災共済とセットで「いざ」に備え

台風の猛威、各地に被害続出

「ゲリラ豪雨」という単語が生まれて数年が経ち、秋にやってくる毎年の台風が年々強力になってきていると感じられます。先日も台風18号・26号が日本列島を通過し各地で大きな爪跡を残しました。日本は台風の被害が多く、日本に住んでいる以上、皆さんも一度は台風・大雨の被害を経験していると思います。自然災害は誰の責任でもありません。だからこそ災害時の保障が必要になってきます。皆様も交運共済の火災共済・地震風水害共済というセーフティネットへの参加を検討下さい。

住宅災害給付事例

【大雨の被害】

8月上旬に東海地方は大雨となり、その影響で愛知県在住の組合員のご自宅が被災しました。木造二階造りのご自宅に雨漏れ被害が発生しました。大口契約を頂いていたこともあり、ほぼ満額の給付金を受け取って頂く事ができました。

（被害状況）

雨漏れ

（加入状況）

火災共済

建物378口
家財200口

地震風水害共済（標準）

建物378口
家財200口

年掛金 60、690円

業者の見積り・約31万円

給付金額 約30万円

【台風18号の被害】

9月に日本列島に上陸した台風18号によって、滋賀県在住の組合員のご自宅が被災しました。木造二階造りのご自宅が台風の影響によって二階部分の外壁が破損しました。

加入口数は少なかったのですが、それでもお見舞い金を受け取って頂けました。

（被害状況）二階外壁の破損
（加入状況）

火災共済

建物80口
家財20口

地震風水害共済（標準）

建物40口
家財10口

年掛金 9、900円

業者の見積り・87万円

給付金額 30万円

マイカー共済新特約

マイカー共済では2012年12月より、車両損害補償の特約として「地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約」をスタートさせました。

この特約は地震・噴火や、それらに伴う津波によって、ご契約車（被共済自動車）がこの特約の定める全損に該当した場合、契約車両の車両共済金額を上限にして最高50万円の一時金を受け取って頂けます。

車両損害補償に現在加入中の組合員様は更新時に、新しい特約へのご加入をご検討下さい。

自賠責共済取組み

2013年夏から、組織を通じて自賠責共済の加入推進取組みを行っております。

自賠責共済とは、乗用車などの四輪や、原付・二輪など公道を走るうえで、絶対に加入しなければならないと義務づけられている共済になります。

取組みの内容は自賠責共済・マイカー共済へ現在ご加入頂いている組合員の中で、自賠責共済の満期が近い組合員が取組みの対象者となります。

地震風水害共済は選べる2タイプ!!

火災共済・地震風水害共済掛金表（月々）
掛金一覧・月額（一口あたり）

	火災共済	地震風水害共済 （標準タイプ）	地震風水害共済 （大型タイプ）
木造	7円	8円	11円
耐火 （鉄筋）	3.5円	4.5円	6.5円

火災共済とセットで、
地震、暴風雨などの
被害を保障。
地震風水害共済



自賠責共済は、万が一の事故の際に被害者救済の為に共済です。公道を走る上で法律が加入を義務づけており、掛金も法律で決められています。また、未加入の車両で公道を走行した場合は罰せられます。

四輪など車検が必要な自動車は2年に一度の車検時に次の車検までの加入を義務づけられますが、車検の必要がない二輪・原付は購入時以外は所有者が自賠責共済への加入を管理しなければなりません。二輪・原付を所有している組合員様は所有している車両をご確認下さい。



交運共済 (JR職域生協)

全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合

フリーコール 0120-982-847
JR電話 061-2522
FAX 052-452-8477

ご相談等、お電話お待ちしております